

支援者の皆さまにお願いすること

1. お願いする支援内容

(1) 災害時

- ア. 要支援者の安否の確認
- イ. 気象情報や避難所の開設状況など、要支援者への避難情報の伝達
- ウ. 要支援者の避難所への誘導、避難の介助

(2) 平常時 (1回/月)・・・町会長または指定された方に口頭で実施報告をお願いします。

ア. さりげなく、無理のない見守り

(見守り時の確認ポイント例)

- ・日中でも雨戸が開いていない
- ・夜になってもいつもの電灯が点いていない
- ・洗濯物が何日も取り込まれない
- ・新聞や配達物が取り込まれていない など

イ. 要支援者が希望される場合に行なう声掛け・訪問活動

(話し相手や相談、電話での安否確認 など)

2. 活動においてご理解いただきたいこと

(1) 災害時

災害状況によっては、支援者の方やご家族が被災することもあります。

「出来る範囲での支援」をお願いするものであり、支援が出来なくても責任を負うものではありません。

(2) 平常時

ア. 支援者の方も普段の生活があり、予め相談したとおりに出来ない場合もあります。

出来る範囲での協力をお願いします。

イ. 異変に気付かず速やかな対応が出来なかった場合でも、責任を負うものではありません。

ウ. 小さなことでも継続することが信頼を呼び活動を長続きさせることになります。「出来ることを無理なく」がポイントです。

